

愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1071 号（諮問第 1724 号）

件名：令和 3 年課示等原議簿（2 種） 稲沢署警務課分等の行政文書ファイルに
保管されているもの等の不開示（不存在）決定に関する件

1 開示請求

令和 4 年 11 月 18 日

2 原処分

令和 4 年 12 月 1 日（不開示（不存在）決定）

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）は、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）を、愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）第 11 条第 2 項（開示請求に係る行政文書を管理していないとき）に該当するとして不開示とした。

3 審査請求

令和 4 年 12 月 6 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 5 年 1 月 26 日

5 答申

令和 5 年 9 月 28 日

6 審査会の結論

処分庁が、本件請求対象文書について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、処分庁及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、審査請求書や処分庁が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、稲沢警察署警務課が、令和 3 年課示等原議簿（2 種）、令和 3 年課示等原議簿（4 種）、令和 2 年通達乙原議簿（4 種）、平成 31 年アクセス権管理（共用カード）、令和 3 年各署施策推進報告、令和 3 年実地監査、令和 3 年留置だより、平成 29 年から令和 3 年までの留置業務統計、令和 2 年新型コロナウイルス関係文書、平成 31 年職場

復帰支援及び平成 19 年緊急自動車指定管理簿という名称の行政文書ファイルに保管している行政文書並びに稲沢警察署警備課が、平成 17 年持出履歴簿及び平成 19 年使用申請書という名称の行政文書ファイルに保管している行政文書であると解される。

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア 処分庁によれば、稲沢警察署は行政文書が存在しない行政文書ファイルを削除する措置を行ったが、当該削除措置が住民サービス課に備え付けられている行政文書ファイル管理簿に反映されていなかったとのことである。そのため、本件開示請求に係る行政文書ファイルは住民サービス課に備え付けられている行政文書ファイル管理簿に掲載されていたが、実際は当該行政文書ファイルは存在しておらず、本件請求対象文書は存在しないとのことである。

イ このことからすれば、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、開示請求に係る行政文書を管理していないとする処分庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

本件請求対象文書の存否については、前記(3)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

以下の行政文書ファイルに保管されているもの

令和3年 課示等原議簿 (2種)

令和3年 課示等原議簿 (4種)

令和2年 通達乙原議簿 (4種)

平成31年 アクセス権管理 (共用カード)

令和3年 各署施策推進報告

令和3年 実地監査

稲沢署警務課分

以下の行政文書ファイルに保管されているもの

①令和3年 留置だより

②平成29年～令和3年 留置業務統計

③平成17年 持出履歴簿

④平成19年 使用申請書

⑤令和2年 新型コロナウイルス関係文書

稲沢署分

①②⑤は警務課

③④は警備課

①平成31年 職場復帰支援

②平成19年 緊急自動車指定管理簿

稲沢署警務課分

上記の行政文書ファイルに保管されているもの